

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人[]が平成28年3月8日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成28年2月23日付けH27青保二第413号で審査請求人[]に対してした費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月23日付けH27青保二第413号で審査請求人[]（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件処分の保護費の過払いは、請求人に落ち度はなく、処分庁は、自らの不手際を認めた上で返還を求めてきていること。また、過払いが発生したこと及び不手際が発生したことについて、未だ明確な説明及び謝罪を受けていない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成24年2月8日に[]（以下「[]」という。）の交付を受けたこと。
- (2) 請求人は、平成24年2月29日に処分庁に対し生活保護（以下「保護」という。）の申請をし、処分庁は同日からの保護を開始したこと。
- (3) 処分庁は、仙台市宮城野区役所から、請求人に[]が交付されたことを確認し、平成24年4月1日付けで[]を認定したこと。また、[]の有効期間は、平成26年2月28日であったこと。
- (4) 処分庁は、平成27年3月19日に、[]の有効期間が切れたことを原因として、平成27年1月1日付けで[]の認定を削除したこと。
- (5) 処分庁は、平成27年10月8日に家庭訪問を行い、請求人に対して、[]の更新がなされていないため、[]の認定を削除したことを説明し、[]の更新手続きを指導したこと。

- (6) 処分庁は、平成27年11月16日付けで[]が更新されたことを確認し、再度、平成27年12月1日付けで[]を認定したこと。
- (7) 処分庁は、平成27年12月10日にケース診断会議を開催し、平成26年3月から同年12月まで認定されていた[]の累計額[]円について、法第63条の規定に基づき返還させることとし、本件処分を行ったこと。

2 判断

- (1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とし、費用返還義務について規定している。
- (3) 生活保護法による保護の基準（平成38年4月1日厚生労働省告示第158号）[]によると、[]を行うこととされている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）[]とされている。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）[]に含まれるものと解して差し支えないとされ、その場合、[]と認定するものとされている。

- (5) 上記(1)から(4)までを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、平成24年2月8日に[]を取得し、そのことを理由として処分庁は、平成24年4月1日付けで[]を認定している。そして処分庁は、平成27年3月19日に、平成26年2月28日に当該[]の有効期間が切れたことを受け、平成27年1月1日付けで[]を削除し、過支給と判断した平成26年3月から同年12月分までの保護費[]円を返還させることを決定し、請求人に対し平成28年2月23日付けで本件処分を通知している。

生活保護制度における[]は、[]によって生じる特別な需要に対応するものとして最低生活費に計上するものであることを踏まえると、[]を削除する場合は、[]による特別な需要を喪失した場合といえることができる。請求人は、[]の要件の一つとされる[]を失効しているが、それは、[]が軽減したことにより特別な需要を失ったことによるものではなく、[]の規定に基づき、有効期間が満了したことによるものに過ぎない。したがって、[]を認定する理由としていた[]を失効した場合、請求人が[]の要件を満たすか否かについては、[]等により検討及び判断する必要がある。しかし処分庁は、請求人の[]が[]の要件に該当するか



どうかについて実質的な検討を行うことなく、[redacted]が失効したことのみをもって[redacted]を削除し、本件処分を行っており、よって本件処分は不当なものとして取消を免れない。

また、処分庁は、請求人が所持する[redacted]の有効期間を当然に把握していたものと思料され、請求人が[redacted]を有する状態であることに鑑みると、[redacted]の有効期間が切れる前に、その更新手続について、福祉事務所として助言する立場にあるにも関わらずそれを怠り、さらに、家庭訪問による請求人の生活状況や体調を十分確認することなく本件処分を行っており、その対応は甚だ不適切である。

今後処分庁は、家庭訪問を計画的に実施した上で、請求人の生活状況や体調を十分に把握理解し、それに応じた積極的な援助を行うよう希望するものである。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な点が認められるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年 7月20日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

